

静岡県人事委員会は、通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1330

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-34）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給単位期間)</p> <p>第11条の3 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条の2第1項ただし書の許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、地方公務員育児休業法第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、分限条例第2条の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。</p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第11条の3 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条の2第1項ただし書の許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、地方公務員育児休業法第2条の規定により育児休業をし、<u>地方公務員育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）</u>により、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、分限条例第2条の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。</p>

(3)～(5) (略)

(3)～(5) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。